佐賀県総合福祉センター管理規則及び佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年8月15日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第76号

佐賀県総合福祉センター管理規則及び佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則 (佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第1条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。	第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課 略	総務課 略
相談課	相談課
(1)~(7) 略	(1)~(7) 略
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)第3条第2項に規定する被害者(以下「被 害者」という。)に係る相談等に関すること。	(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) <u>第1条第2項</u> に規定する被害者 <u>及び同法</u> 第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(以
(9) 略	下 <u>これらを</u> 「被害者」という。)に係る相談等に関すること。 (9) 略
判定課~地域生活リハビリ課 略 2 略	判定課~地域生活リハビリ課 略 2 略

(佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則(昭和58年佐賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおり	第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおり

改正前	改正後
とする。	とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 佐賀県婦人相談所 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34 条第2項各号に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号) <u>第3条第2項各</u> 号に掲げる業務に関すること。	(2) 佐賀県婦人相談所 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34 条第2項各号に掲げる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号) <u>第3条第3項</u> 各号に掲げる業務に関すること。
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
2 • 3 略	2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。